

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による未支給の休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC会社（以下「会社」という。）に入社し、ガスの検針・集金等を担当していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日午後0時51分頃、社用車を運転していたところ、B市の路上において、自家用普通乗用自動車と衝突し受傷した（以下「本件事故」という。）。

被災者は、D病院に救急搬送され、「腎損傷、肝損傷、脾損傷、腓損傷、軸椎骨折、外傷性SAH、頸髄損傷」と診断され入院となり、平成〇年〇月〇日、E病院に転医し、加療を継続していたところ、同月〇日に死亡した。死亡診断書によると、直接死因は「頸椎損傷」であった。

請求人は、被災者の受傷は社用車を使用していた際に発生した交通事故によるものであり、業務上又は通勤上の事由によるものであるとして、監督署長に未支給の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者の受傷は業務上ないし通勤上の事由によるものであるとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却

したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の受傷が業務上又は通勤上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

請求人は、当初、本件事故は社用車乗車中の事故であり、業務災害あるいは通勤災害であるとして、監督署長に未支給の休業補償給付を請求したものであるが、再審査請求に至り、昼食のために帰った自宅から会社に戻る途中に起きた通勤災害であると主張を変更しているため、当審査会においては被災者の受傷が通勤上の事由によるものであるか否かについて、以下検討する。

- (1) 本件事故前の被災者の行動に関し、元会社代表取締役は、平成〇年〇月〇日作成の聴取書において、「私は10時頃から構内で充てん作業を息子と行っており、(中略)、11時過ぎ位に被災者が手伝いに来ました。その作業は12時5分位までかかったと思います。」と述べている。また、元会社代表取締役の妻は、作成の聴取書において、本件事故の翌日、被災者が入院していた病院で被災者に面会して直接被災者から聞いた話として、「『12時過ぎたので社長(注：元会社代表取締役)が昼休憩に入ると言って、〇さんも昼休憩に入ったの。』と聞くと、『はい。』と昼休憩に入ったことを認めていました。『車で、出かけたよね。お昼ご飯は食べたの。』と聞くと『お昼は食べました。』と答え『じゃあ、どこで食べたの。』と聞くと『覚えがありません。』と答えた。」と述べている。

(2) 上記申述と平成〇年〇月〇日付け交通事故証明書の記載を踏まえると、本件事故当日、被災者は、午後〇時5分頃業務を終えて休憩に入り、社用車で外出し、いずれかで昼食を取って会社に戻る途上、午後〇時51分頃本件事故に遭遇したものと推認されるが、本件事故当日、被災者が自宅に戻り昼食を取ったことを示す客観的な証拠等は、本件一件記録中には認められない。

(3) 請求人は、被災者が自宅で昼食を取ることに関し、平成〇年〇月〇日作成の聴取書において、「『被災者』は月に1回か2回Fの方に仕事があると、お昼『12時から13時の間』に自宅に寄り昼食を食べて行ったり、自宅の前のコンビニで食べ物を買って、自宅で食べていました。」「前日にも、事故当日自宅に寄るといような話はなく、私が自宅にいることがわかっているため、自宅に寄る時は連絡なく自宅に寄って行きました。」と述べている。

また、請求人は、平成〇年〇月〇日作成の聴取書において、「(平成〇年〇月〇日からの請求人の新しい職場において、請求人は、)午後〇時には帰ってくる事が出来るようになりました。そのため、息子は、自宅に昼食を食べに帰ってこれるようになりました。事故の日まで、息子は、昼の休憩時間中に、3回程度、自宅で昼食を食べています。食べるときは、私に、前もって電話やメールがありました。私が、息子の昼食を作っていないと買い置きのカップラーメンを食べていたこともありました。(中略)事故当日、昼食を自宅で取る事について、息子から連絡は、入っていません。」と述べている。

ところが、請求代理人は、本件公開審理の際には、「請求人と被災者は本件事故当日、昼に家に帰るとい約束を電話でしていた」と述べ、実際に被災者の携帯画面には当該時刻に発信履歴があると主張している。

(4) 当審査会においては、請求人及び請求代理人(以下、請求人及び請求代理人を併せて「請求人ら」という。)の上記申述を精査するも、当初の申述と公開審理時の申述には変転がみられるが、請求人らは被災者の携帯電話に発信履歴があったといことを述べているにすぎず、通話内容が不明であることも勘案すると、被災者が事故当日昼の休憩時間に自宅に帰る旨の約束をしたとの請求人らの主張については、客観的にみて疑念を抱かざるを得ない。

(5) さらに、請求人は、平成〇年〇月〇日作成の確認事項書において、「(被災者が)仕事の合間に自宅に戻る理由は、直接聞いていませんが、〇年〇月に私の父親が亡くなったことから、私の様子を見るために戻っていたかも知れませ

ん。」と述べているが、被災者が日常的に請求人の様子を見るため休憩時間中に自宅に戻っていたことを推認しうる証拠は認められない。

(6) また、本件事故当日、被災者は請求人から仕事帰りに薬局に寄り、薬を受領するように依頼されていたとのことであるが、同日午前11時39分に被災者から請求人宛に「Hは休業やったわ」とメールを送信していることから、当該薬局は休業であり、被災者が休憩時間中に薬を自宅に持って帰ったという事情も認められず、その他昼の休憩時間という短い時間に自宅に戻らなければならない特段の事情があったとみることもできない。

(7) 上記のとおり、本件事故当日、被災者が自宅に戻り昼食を取ったことを示す客観的な証拠等は認められず、被災者に昼の休憩時間に自宅に戻らなければならない特段の事情があったものとみることもできないことから、本件事故当日、被災者が休憩時間中に帰宅し、その後就労のため会社に向かう途中に本件事故に遭遇したと認めることは困難であり、本件事故を通勤上の事由によるものと認めることはできず、他方、本件一件記録から業務上の事由によるものと認めることもできない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした未支給の休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。